# 4、運動によって、いくつかの軽減措置も実施させました

全国的な運動の中で、「社会福祉法人等減免」「補足給付」「個別減免」といった、一定の低所得者軽減策を実施させました。しかし、これらの措置を活用するためには、いくつもの高いハードルを乗り越えなければなりません。

## ①低所得1,2の対象になるための条件

☆収入は戸籍上の世帯単位で計算され、その世帯のすべての人が市町村民税の非課税であること。

**対策1**⇒親や兄弟等と同居している場合は世帯分離をすること（住所や実際の住まいは、現在のままでも可能です）。

**対策2**⇒住民票はそのままで、税金や社会保険の扶養家族になっていなければ、その旨を福祉事務所等に伝えれば世帯分離をしたものと同じ扱いになります。

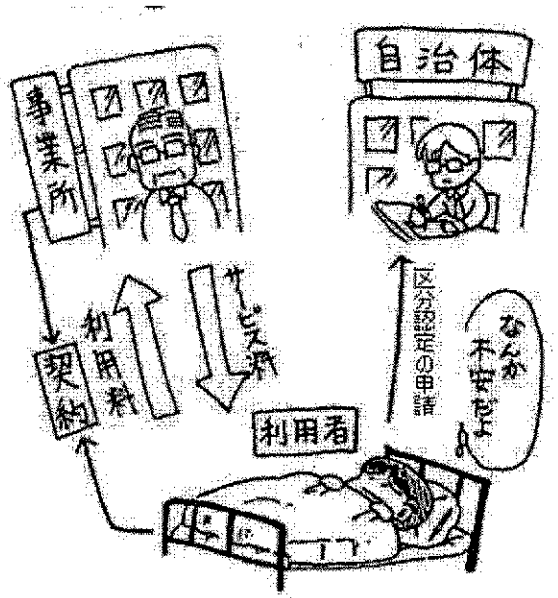


☆前三項のいずれかの方法で、市町村民税非課税世帯と認定されれば、低所得１又は２の対象となります。


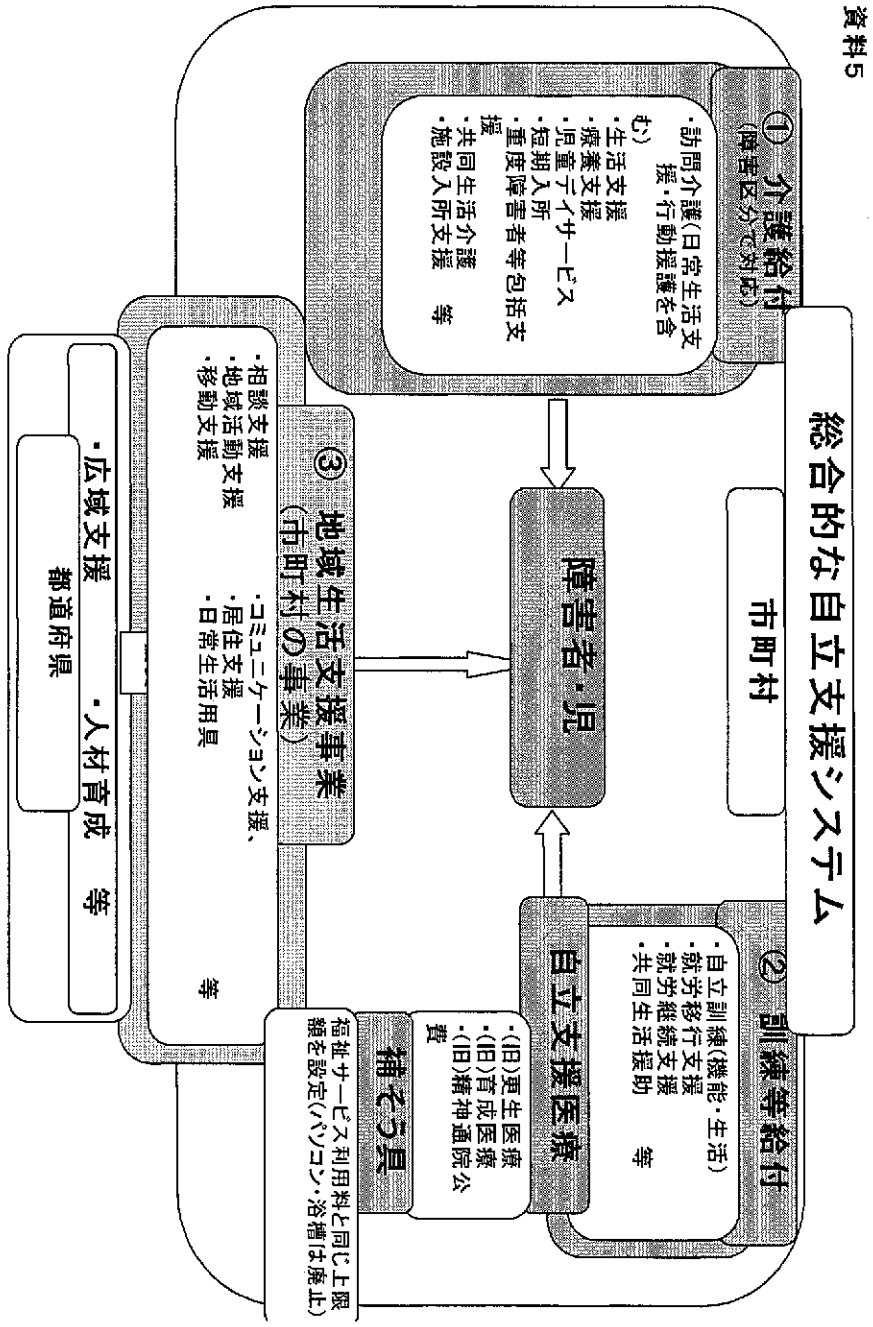
資料5